

広島県グリーン購入方針 改正概要（令和3年4月）

環境物品等		主な改正内容
前文	基本的な考え方	○テレワークやweb会議等による物品調達やエネルギー消費の増加について追記
文具類	共通の判断基準	○主要材料に係る表記ゆれの修正
OA 機器	○複合機 ○プリンタ ○プリンタ複合機 ○スキャナ	○消費電力量等に係る1年間の経過措置の削除
	○プロジェクタ	○待機時消費電力に係る経過措置の削除
	○トナーカートリッジ ○インクカートリッジ	○化学物質に係る備考の修正 ○タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること）
	○電子計算機	○サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法（平成31年3月29日告示）のトップランナー基準値に変更 ○クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法（平成31年3月29日告示）のトップランナー基準の85%達成又は国際エネルギースタープログラムVer7.0の基準値に変更
家電製品	○テレビジョン受信機	○受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長
エアコンディショナー等	○エアコンディショナー	○業務用エアコンディショナー（パッケージエアコン）について、特定の化学物質に係る基準を適用
	○ガスヒートポンプ式冷暖房機	○特定の化学物質に係る配慮事項を追加
自動車等	○自動車	○自動車を「乗用車」「小型バス」「小型貨物車」「バス等」「トラック等」「トラクタ」の6品目に分割するとともに、すべての車両について2段階基準を設定。 ○乗用車については、基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車とし、内燃機関を有する自動車については従前の燃費基準を適用とする変更。 ○乗用車以外については、基準値1を次世代自動車、基準値2を従前の燃費基準を適用とする変更。
設備	○太陽光発電システム（公共・産業用）	○太陽電池モジュール認証のJIS規格の改正に伴う見直し
	○太陽熱利用システム（公共・産業用）	○太陽集熱器のJIS規格（JIS A 4112）の改正に伴う見直し。日集熱効率基準について、2段階基準の

環境物品等		主な改正内容
		設定。
	○テレワーク用ライセンス	項目に追加
	○web 会議システム	項目に追加
災害備蓄用品	○ペットボトル飲料水	○品目名称を「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更するとともに、適用範囲に係る記載を修正
公共工事	○断熱材	○断熱材に関するトップランナー基準（平成25年12月経産省告示第 270号）の改正に伴う配慮事項の見直し（硬質ウレタンフォーム断熱材を追加）
	○変圧器	○エネルギー消費効率についてJIS規格の直接引用に変更
役務	○輸配送	○エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し
	○旅客輸送	
	○クリーニング	
	○引越輸送	
	○会議運営	
	○庁舎等において営業を行う小売業務	○ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）について、植物由来プラスチック原料の配合率基準値を10%から25%に引き上げ（植物由来プラ配合率については経過措置の設定） ○呼び厚さに係る判断の基準を追加 ○単一素材であるなど再生利用のための工夫を判断の基準に追加 ○配慮事項に、プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品の使用を追加
ごみ袋等	○プラスチック製ごみ袋	○植物由来プラスチック配合率（10%以上から25%以上）、再生プラスチック配合率（10%以上から40%以上）の引き上げ（植物由来プラ配合率については経過措置の設定） ○タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） ○充填剤の不使用に係る判断の基準を追加